

# 日本エアバドミントン連盟規約

設立 令和3年4月1日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当連盟は、日本エアバドミントン連盟と称し、英文では、Japan AirBadminton Federation (略称「JABF」) と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当連盟は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 当連盟は、我が国におけるエアバドミントンに関する統一組織として、エアバドミントンの普及及び振興を図り、国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- エアバドミントンの普及活動
- エアバドミントンに関する競技会並びにイベント（講習会）の開催
- エアバドミントンの競技力の向上
- その他当連盟の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 総会

(総会)

第5条 当連盟の総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は、毎年1回これを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

## 第3章 役員

(種類及び定数)

第6条 当連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上
- (3) 理事 3名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。

4 理事及び代表理事は総会の決議により選任する。

(任務)

第7条 会長は、名誉職で対外的な活動を行う。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約に定めるところにより、この連盟の業務の執行の決定に参画する。

(任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。欠員の補充のため選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第9条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。

(旅費・日当)

第10条 役員に対する職務執行の旅費、日当については、別途「旅費規程」にて定める。

## 第4章 理事会

(種類及び開催)

第11条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年定期総会に先立ち、毎年2回これを開催する。

3 臨時理事会は、会長が必要と認めたときに招集することができる。

(権限)

第12条 本連盟の業務執行の決定を行うことができる。

2 規則の制定、変更及び廃止。

3 理事の職務の執行の監督。

4 会長及び役職理事の選任並びに解職。

(定足数と決議要件)

第 13 条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは会長の裁決するところによる。

(決議の省略)

第 14 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

## 第 5 章 会員登録

(会員登録)

第 15 条 当連盟の会員登録については、別に定める登録規定により登録する。

## 第 6 章 経費・会計

(経費・会計)

第 16 条 当連盟の経費は、個人登録料、協賛金、寄付金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第 17 条 当連盟の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 個人情報の保護

(情報の保護)

第 18 条 当連盟は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第 8 章 細則

第 19 条 本連盟規約施行に必要な細則は別に定める。

## 附 則

令和3年4月1日 制定

令和6年4月1日 改訂